

企業の人事・労務担当者が 自らハラスメント対策を行うことができる一冊

体制整備は会社の義務です!

図解

パワハラ 防止対策法制 対応ガイド

弁護士 江上千恵子
株式会社エス・ピー・ネットワーク 総合研究部
[著]

2020年6月施行!
法律から
パワハラ指針まで
完全対応!



ハラスメント相談
への対応方法も
しっかり解説!



社内規程のモデル例などダウンロード可能!

第一法規

2020年6月 施行対応

弁護士 江上千恵子 [著]
株式会社エス・ピー・ネットワーク
総合研究部

A5判・280頁 定価 本体2,800円+税

パワハラ等 ハラスメント規制の

内容 実務

応用方法 を集約

パワハラ防止対策を
はじめとする

ハラスメントに関する
法改正の内容を2色刷り、
見開き2頁で
ポイント解説。

ハラスメントに関する
最新の指針を盛り込んだ
法対応の流れを整理。
担当者が社内規程整備の
具体的内容などを
把握することが可能。

ハラスメント相談を受けた
相談窓口担当者の心構えや
取り組むべき対応方法を、
事例も取り上げ
しっかり解説。

解説文中の規程例、
社内啓発用の資料が
ダウンロード可能。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

第1章 ハラスメント対策法対応マニュアル

- 改正概要① パワハラに関する法改正の概要
 - 改正概要② 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法に関する法改正の概要
 - 改正概要③ パワハラに起因する問題に関して事業主が講ずべき措置への対応
 - 改正概要④ セクハラ行為者の範囲の拡大と他社から社員へのセクハラ問題に関する措置の追加
 - 改正概要⑤ セクハラについて他社からの協力要請に応じる義務
 - 改正概要⑥ 労働者の事業主が自ら雇用する労働者以外の者に対する言動に関し、行うことが「望ましい取組」
 - 改正概要⑦ 事業主が他の事業主の雇用する労働者等からのパワハラや顧客等からの著しい迷惑行為に関し、行うことが「望ましい取組」
 - 改正概要⑧ 不利益取扱いの禁止 その1～パワハラに対して～
 - 改正概要⑨ 不利益取扱いの禁止 その2～セクハラに対して～
 - 改正概要⑩ 不利益取扱いの禁止 その3～マタハラに対して～
 - 改正概要⑪ 不利益取扱いの禁止 その4～育児休業等ハラスメントに対して～
- 実務対応 ハラスメント対策に関する法対応スケジュール
- ▶ステップ1 事業主の方針の明確化・実態の把握
 - 1 自社が中小企業に該当するか否かの確認
 - 2 労働施策総合推進法で定める措置義務の内容確認
 - 3 自社におけるハラスメントの実態調査、パワハラ対策・対応等の現状確認、問題点の検証
 - ▶ステップ2 社内規程・体制の整備
 - 1 自社の方針等の明確化、社員への周知・啓発
 - 2 就業規則等の整備と社員への周知・啓発
 - 3 相談窓口担当者が行うべき措置に関する内容の確認
 - 4 相談窓口を設置・充実させ、社員への周知・啓発
 - 5 カスタマーハラスメント、下請けいじめ等社外とのハラスメントトラブルへの取組の検討
 - ▶ステップ3 労使で検討し就業規則等の変更・届出
 - 1 労使協議の申入れ、変更内容に関する協議、労使協定の締結
 - 2 就業規則の変更内容・労使協定の社員への周知・啓発
 - 3 就業規則を所轄労働基準監督署へ届出
 - ▶ステップ4 運用開始
 - 1 運用開始、研修の実施、一定期間経過後に状況の確認
 - 2 必要に応じ、制度の見直しを実施
 - 3 ハラスメントが発生した際の法対応

第2章 法律が求める「適切」なハラスメント対応の在り方

- 1 ハラスメント対策に求められる実効性
- 2 ハラスメントが及ぼす影響
- 3 ハラスメント対策によって実現を目指す「企業像」
 - 1 コンプライアンスの観点から
 - 2 HRリスクマネジメント
 - 3 ハラスメント防止対策は「企業の発展」につながる

第3章 パワハラ等ハラスメント対策実務対応ガイド

- 1 ハラスメント対策の第一歩を踏み出すために
 - ～よくある障害とその対応策～
 - 1 経営者を巻き込む
 - 2 規程の整備と「今日から変える」ためのきっかけ作り
 - 3 企業理念の浸透、望ましい「社風」作りのために
- 2 真の「適切」なハラスメント防止に向けて
 - ～組織全体での社内体制作り～
 - 1 相談窓口のあるべき姿
 - 2 懲戒の在り方
 - 3 組織としての対応

第4章 ケース別・ハラスメント発生時の対応と注意点

- ケース1 「コミュニケーション不足以上、ハラスメント未済？」上司と部下のギスギスした関係
- 1 ケース1のポイント
 - 2 ケース1における担当者の行動
- ケース2 とろろかまわず怒鳴り散らすC部長
- 1 ケース2のポイント
 - 2 ケース2における担当者の行動
- ケース3 顧客に「No」と言えない上司と、現実の板挟みに揺れるE課長
- 1 ケース3のポイント
 - 2 ケース3における担当者の行動
- ケース4 Hさんのメンタル不調と部長のセクハラ
- 1 ケース4のポイント
 - 2 ケース4における担当者の行動
- ケース5 知らぬ間にハラスメントの「加害者」とされていたJ店長
- 1 ケース5のポイント
 - 2 ケース5における担当者の行動

資料編 事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(パワハラ指針)

1 パワハラに関する法改正の概要

1 今回の法改正の概要
2019年5月29日、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、一連の法改正の一つとして「労働施策の総合的な推進ならびに労働者の雇用の安定および職業生活の充実等に関する法律」(以下「労働施策総合推進法」といいます。以下「改正法」といいます。))の改正がなされ、パワハラ防止に関する規定が新設されました。

施行期日は、大企業は2020年6月1日であり、中小企業は2022年4月1日です。中小企業事業主の義務は、施行日まで努力義務とされていますが、後述していると施行日までに対応・対策が間に合わないこととなりますので、できるだけ早く、対応・対策をとることをお勧めします。

改正の概要は、次のとおりです。

主要改正事項	施行日
国の施策へのハラスメント対策の明記	2019年5月29日
パワハラに関する事業主の措置義務	2020年6月1日
不利益取扱いの禁止	2020年6月1日
国、事業主、労働者の責務(努力義務)	
パワハラに関する事業主の措置義務(中)	
紛争解決の援助、調停(中小企業)	
公法義務等履行確保のための規定(中)	

施行日
2020年6月1日
(中小企業: 2022年4月1日)

労働施策総合推進法
◎義務

2 改正前は?
事業主の雇用管理上の措置義務については、他のハラスメント(セクハラ・マタハラ)に関しては、すでに法定化されていましたが、パワハラについては、義務づけられてはいませんでした。

★事業主の雇用管理上の措置義務
◎セクハラ・マタハラ等男女雇用機会均等法、育児・介護休業法で規定
◎パワハラ等今回の改正で初めて法制化!

3 あわせて Check !

トピック	内容	備考
パワハラ指針	「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(以下「パワハラ指針」といいます。))ができています。	パワハラ指針
公表・報告制度と資料による罰則	パワハラ指針に違反している事業者に対する厚生労働大臣からの「指針」に違反したときは、その旨を公表し、必要な事項の「指針」の求めに応じ、または虚偽の報告をしたときは20万円以下の資料の罰則があります。	労働施策総合推進法 33～36、41

3

それとなくセクハラ? まるごと「おっかひ」一つもない

●「最近どう?」で出てきた話から

久し振! 元気? 最近どう? お前様でー、うーん、最近は……

● 聞く自分の態度からはじめて

最近だして、うちの職場もどりにしていますよ。Oさんのところではいいんじゃない? 旦那さんどう? 旦那さんどう?

● 残業が多い部署の場合

Oさんの部署は残業が多いんですけど、大丈夫? 何か落っているものとか、ない? 残業は多いですね、……がネッポンなんです。

● 相談窓口担当者が人事を兼務している場合

今、中途採用のコースを募集しているんだけど、Oさんのところどう? ああ、……ができる部門だったから欲しいですね。

Oさんと話すと、どう? Oさん、……

詳細・お申し込みはコチラ → **第一法規** **検索** CLICK!

<クレジットカードでもお支払いいただけます>

申込書 (第一法規刊)

体制整備は会社の義務です! 図解 パワハラ防止対策法制 対応ガイド

●定価 3,080円 (本体 2,800円) [コード 069096]

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。(いづれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、300円+税 3万円以下の場合、400円+税 10万円以下の場合、600円+税	※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 _____

ご住所 _____

機関名 _____ 部署名 _____ 公用 私用

フリガナ _____ TEL _____

ご氏名 _____ 様 ㊞ E-mail _____ @ _____

お客様よりお預かりした個人情報、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報については、協会、修正、削除、利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX.0120-302-640

書店印

パワハラ防止 (069096) 2020.3 SE